

改正

平成22年3月31日規則第9号

平成23年9月2日規則第31号

平成24年3月23日規則第4号

平成25年3月22日規則第7号

平成27年12月17日規則第35号

平成28年3月29日規則第6号

令和元年6月5日規則第3号

令和2年3月3日規則第6号

令和5年3月1日規則第1号

西脇市情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西脇市情報公開条例（平成17年西脇市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第2条 条例第6条第1項の規定による開示請求書の提出は、公文書開示請求書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第6条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公文書の開示の方法

(2) 条例第5条に規定する公文書の開示を請求することができるものの区分

(開示決定通知書等)

第3条 条例第11条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 公文書の開示をする旨の決定 公文書開示決定通知書（様式第2号）

(2) 公文書の一部開示をする旨の決定 公文書一部開示決定通知書（様式第3号）

2 条例第11条第2項の規定による通知は、公文書不開示決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

3 条例第12条第2項の規定による通知は、公文書開示決定等期間延長通知書（様式第5号）によ

り行うものとする。

- 4 条例第13条第1項の規定による通知は、公文書開示決定等期限特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第4条 条例第14条第2項の規定による通知は、公文書開示に係る意見書提出機会付与通知書（様式第7号）により行うものとする。

- 2 条例第14条第2項に規定する意見書は、開示に対する意見書（様式第8号）により行うものとする。

- 3 条例第14条第4項の規定による通知は、開示決定に係る通知書（様式第9号）により行うものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第5条 条例第15条第1項に規定する電磁的記録の開示は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、市長が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

（1）録音ディスク、ビデオディスクその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

（2）前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、市長が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

- 3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、市長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したものの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

（再開示の申出）

第6条 条例第15条第2項の規定により更に開示を受ける旨の申出を行う者は、あらかじめ、市長と開示の日時及び場所について調整するものとする。この場合において、既に開示を受けた公文書（その一部につき開示を受けた場合にあつては、当該部分）につきとられた開示の実施の方法

と同一の方法を当該公文書について求めることはできない。ただし、当該同一の方法を求めることにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

2 前項の調整を行った者は、更に開示を受ける際に、公文書開示決定通知書又は公文書一部開示決定通知書を提示するものとする。

(視聴又は閲覧の停止等)

第7条 市長は、開示決定を受けた者で公文書の視聴又は閲覧をするものが当該視聴又は閲覧に係る公文書を改ざんし、汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれがあると認められるときは、当該公文書の視聴又は閲覧を停止することができる。

(写しの交付部数)

第8条 公文書の開示を行う場合において、当該公文書の写しを交付するときの交付部数は、当該開示請求に係る公文書1件につき1部とする。

(写しの作成及び送付に要する費用)

第9条 条例第16条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第16条第2項に規定する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金相当額とする。

3 前2項に規定する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(審査会に諮問をした旨の通知)

第10条 条例第18条の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第10号)により行うものとする。

(出資法人等)

第11条 条例第26条に規定する出資法人等は、次に定めるとおりとする。

- (1) 一般財団法人西脇市住民サービス公社
- (2) 公益財団法人西脇市文化・スポーツ振興財団
- (3) 公益財団法人北播磨地場産業開発機構

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の西脇市情報公開条例施行規則(平成13年西脇市規

則第27号)又は黒田庄町情報公開条例施行規則(平成13年黒田庄町規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成22年3月31日規則第9号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月2日規則第31号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日規則第4号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日規則第7号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月17日規則第35号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月5日規則第3号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年3月3日規則第6号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月1日規則第1号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

		区分	金額
写 し 等 の 交	文書、図画若しくは写真を複写機により複写したもの又は電磁的記録を用紙に出力したもの	単色刷りで、日本産業規格A列3番の大きさまで	1枚につき 10円
		単色刷りで、日本産業規格A列2番の大きさまで	1枚につき 50円
		複色刷りで、日本産業規格A列3番の大きさまで	1枚につき 50円

付		さまで	
	電磁的記録	電磁的記録媒体に複写したもの	当該電磁的記録媒体の実費に相当する額
	その他	公文書の性質に応じ作成した写し又は複写したもの	当該写し又は複写したものの作成に要する費用に相当する額
備考		用紙の両面に複写したものについては、片面を1枚として算定する。	

公 文 書 開 示 請 求 書

年 月 日

西脇市長

様

請求者 住 所 _____

氏 名（法人その他の団体にあつては、その名称、
代表者の氏名）

担当者氏名（請求者が法人その他の団体である場合）

電話番号（ _____ ） _____

西脇市情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示請求に係る 公文書の件名 又は内容	(開示請求に係る公文書が特定できるよう、公文書の件名又は知りたい内容の概要を具体的に記入してください。)
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
請求権者の区分	<input type="checkbox"/> 市内に住所を有する者 <input type="checkbox"/> 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 <input type="checkbox"/> 市内の事業所又は事務所に勤務する者 <input type="checkbox"/> 市内の学校に在学する者 <input type="checkbox"/> 実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの （利害関係の内容を具体的に記入してください。）

(注)

- 1 該当する□に「✓」印を記入してください。
- 2 請求者が代理人であるときは、委任状を添付してください。
- 3 手数料として、開示請求1件につき300円を徴収します。
- 4 写しの交付及び写しの郵送に係る費用については、実費を負担していただきます。

【処理欄】

公文書の件名	文書番号（　　—　　）
保管・保存区分	1 保管　　2 保存　　3 常用 保存種別又は年限
開示・不開示区分	1 開示　　2 一部開示 3 不開示（一時不開示）
不開示の根拠及び理由	西脇市情報公開条例第7条第　　号(第10条又は不存在)に該当
不開示の期間又は箇所	
開示判断	1 即時開示 2 後日決定（通知した日　　年　　月　　日） 3 延長決定（通知した日　　年　　月　　日） 4 特例延長決定（通知した日　　年　　月　　日）
開示した日	年　　月　　日 （　　年　　月　　日）
開示した方法	1 閲覧　　2 写しの交付　　3 その他（　　）
開示に要する費用	

【第三者関係】

第三者情報の有無	1 有　　2 無
意見照会の有無	1 有　　2 無
意見照会の方法	1 文書　　2 その他（　　）
回答の有無	1 有（賛成・反対）　　2 無
開示決定に係る通知日	年　　月　　日

【収受の手続】

収受年月日	年　　月　　日	収受番号	第　　号
備考			

年 月 日

公文書開示決定通知書

様

西脇市長

印

年 月 日付けで開示の請求のありました公文書については、次のとおり開示をすることに決定しましたので、西脇市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

開示請求書の 收受年月日 及び番号	年 月 日 第 号
開示請求に 係る公文書 の件名	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望） <input type="checkbox"/> その他（ ）
開示の期日	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分
開示の場所	
事務担当課	電話番号（ ） — 内線
写しの交付 等に要する 費用	
備 考	開示によって得た情報は、適正に使用してください。

（注）

- 1 指定期日に御都合が悪い場合は、あらかじめ、事務担当課まで御連絡ください。
- 2 写しの交付等に要する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付してください。
- 3 開示を受けるときは、この通知書を担当職員に提示してください。

公文書一部開示決定通知書

様

西脇市長 閣下

年 月 日付けで開示の請求のありました公文書については、次のとおり一部開示をすることに決定しましたので、西脇市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この決定（以下「処分」という。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で西脇市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、西脇市を被告として（訴訟において西脇市を代表する者は市長となります。）、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

開示請求書の 收受年月日 及び番号	年 月 日 第 号
開示請求に係る公文書の 件名	
公文書の一部を開示しない理由	情報公開条例第7条第 号該当
※公文書の全部を開示できる期日	年 月 日
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望） <input type="checkbox"/> その他（ ）
開示の期日	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分
開示の場所	
事務担当課	電話番号（ ） — 内線

写しの交付等に要する費用	
備考	開示によって得た情報は、適正に使用してください。

(注)

- 1 指定期日に御都合が悪い場合は、あらかじめ、事務担当課まで御連絡ください。
- 2 写しの交付等に要する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付してください。
- 3 開示を受けるときは、この通知書を担当職員に提示してください。
- 4 ※印の欄は、請求のありました公文書の一部を開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してありますので、当該期日以後に改めて開示の請求をしてください。

公文書不開示決定通知書

様

西脇市長 印

年 月 日付けで開示の請求のありました公文書については、次のとおり全部を開示しないことに決定しましたので、西脇市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

なお、この決定（以下「処分」という。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で西脇市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、西脇市を被告として（訴訟において西脇市を代表する者は市長となります。）、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

開示請求書の の收受年月 日及び番号	年 月 日 第 号
開示請求に 係る公文書 の件名	
公文書の全 部を開示を しない理由	(西脇市情報公開条例第7条第 号該当・第10条該当・不存在)
※公文書を 開示できる 期日	年 月 日
事務担当課	電話番号 () — 内線
備 考	

(注) ※印の欄は、請求のありました公文書を開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してありますので、当該期日以後に改めて開示の請求をしてください。

年 月 日

公文書開示決定等期間延長通知書

様

西脇市長

印

年 月 日付けで開示の請求のありました公文書については、西脇市情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求書の 收受年月日 及び番号	年 月 日 第 号
開示請求に 係る公文書 の件名	
当初の決定 期間満了日	年 月 日
延長後の決 定期間満了 日	年 月 日
決定期間を 延長する理 由	
事務担当課	電話番号（ ） — 内線
備 考	

年 月 日

公文書開示決定等期限特例延長通知書

様

西脇市長 印

年 月 日付けで開示の請求のありました公文書については、西脇市情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求書の の收受年月 日及び番号	年 月 日 第 号
開示請求に 係る公文書 の件名	
特例延長前 の決定期間 満了日	年 月 日
上記期間内 に開示請求 の全てにつ いて開示決 定等を行う ことができ ない理由	
残りの公文 書について 開示決定等 をする期限	年 月 日
事務担当課	電話番号（ ） — 内線
備 考	

年 月 日

公文書開示に係る意見書提出機会付与通知書

様

西脇市長

印

西脇市情報公開条例第5条の規定により、西脇市長に対して開示の請求のありました公文書には、あなたの_____に関する情報が記録されています。

つきましては、あなたは、西脇市情報公開条例第14条第2項の規定により、意見書を提出することができます。

意見書を提出される場合は、開示決定をすることに対する意見を具体的に記入のうえ、
年 月 日までに提出してください。

開示 請求 に係る 公文書	件名又は内容及び作成又は取得の時期	
	記録されているあなたの_____に関する情報の内容	
	開示決定をする理由	(西脇市情報公開条例第7条第1号イ該当・第2号ただし書該当・第9条該当)
意見書の提出先	電話番号 ()	— 内線
備考		

開示に対する意見書

年 月 日

西脇市長 様

住 所 _____

氏 名（法人その他の団体にあつては、その名称、
代表者の氏名）

担当者氏名（請求者が法人その他の団体である場合）

電話番号（ _____ ） — _____

年 月 日付けで照会のありましたことについて、次のとおり回答します。

開示請求に係る公文書の件名等	
意見	<input type="checkbox"/> 開示されても支障が生じない。
	<input type="checkbox"/> 開示されると支障が生じる。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> 理由（開示されることにより、予想される不利益の内容について、できるだけ具体的に記入してください。）

開示決定に係る通知書

様

西脇市長

印

年 月 日付けで、あなたから、公文書を開示することについて反対意見書の提出がありました公文書の開示の請求については、西脇市情報公開条例第14条第4項の規定により、次のとおり開示決定をしたので通知します。

なお、この決定（以下「処分」という。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で西脇市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、西脇市を被告として（訴訟において西脇市を代表する者は市長となります。）、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

開示請求に係る公文書の件名等	
開示決定の日	年 月 日
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課	電話番号（ ） — 内線
備考	

審 査 会 諮 問 通 知 書

様

西脇市長 印

年 月 日付けで審査請求がありました開示決定等に対し、西脇市情報公開
個人情報保護審査会に諮問したので、西脇市情報公開条例第18条の規定により通知します。

開示請求に 係る公文書 の件名等	
諮 問 日	年 月 日
事務担当課	電話番号（ ） — 内線
備 考	